

渋谷区告示第 2 1 8 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 3 4 条第 1 項の規定に基づき、シャンプル幡ケ谷マンション敷地売却組合の資金計画の変更を令和 7 年 7 月 4 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 2 3 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

シャンプル幡ケ谷マンション敷地売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

（ 1 ） 名称

シャンプル幡ケ谷

（ 2 ） 所在地

東京都渋谷区幡ケ谷一丁目 6 番 3 、 5 、 6 、 7

5 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目 1 番 2 5 号 北村ビル内

6 設立認可の年月日

令和 7 年 4 月 3 0 日

7 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

8 公告の方法

組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 資金計画の変更の認可の年月日

令和 7 年 7 月 2 5 日